２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

資料Ⅱ－①

① 立入調査

■ **協会における実施状況〈方針：約4,200施設〉**

実地による監査を6月から開始し、監査対象4,067全施設への監査を完了した。

■ **再委託先における実施状況**

東日本エリア 188施設・東海エリア 112施設〈方針：300施設〉

実地による監査を７月から開始し、当初予定していた全施設への監査を完了した。

実績結果	実施数（計画数）
協会	4,067（約4,200）
再委託先	300（300）
合計	4,367＊（約4,500）

＊令和6年度9月末の時点で当該年度の運営費の助成決定がされている施設（4,397施設）を算出し、休園等施設（30施設）を省いたものが、(4,367施設）とした。）

◆ 令和6年度の協会の実施分については、令和5年度同様内製化率93.1%であるが、関係部署との連携強化とともに指導監査部内の多様な人材活用により、関西支所の近畿エリア立入調査地域を拡張し、関西支所987施設（拠点構成比率24.3%)の監査を完了した。

◆ 自治体との合同調査６施設を実施し、監査連携・効率化に取り組んだ。

＊香川県高松市役所と1施設（7月）、宮城県仙台市役所と1施設（10月）、沖縄中部広域市町村圏組合事務組合と２施設（11月)、沖縄県庁と2施設（12 月）の同行立入調査実施。

◆ 研修専任者/監査OJT同行者の設置、調査手順書及びマニュアル等の整備により監査員の育成強化を行うとともに、グループリーダーの育成を図り、監査品質向上と立入調査の均質化、マネジメント強化に努めた。

◆ 再委託先については、施設数の多い関東圏等に集中実施させることにより、効率化とリスクマネジメントの管理体制強化を行い、立入調査の質を担保した。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

（参考）主な文書指摘事項（職員配置や保育内容に関する文書指摘事項）令和６年度結果

	Ｒ６年度件数	【参考】 Ｒ５年度件数
・開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること。	755	884
・安全計画に基づく安全確保のための取組を行うこと。	290	436
・乳幼児の利用開始時に健康診断結果等を確認すること。	209	309
・マニュアルに基づく虐待防止対策を適切に行うこと。	194	294
・乳幼児の健康診断を適切に実施すること。	144	191
・食事の提供は自園調理等により適切に行うこと。	91	124
・職員の健康診断を適切に実施すること。（採用時又は定期）	90	138
・事業計画に沿って病児保育事業の実施に努めること。	81	95
・開所時間の全てにおいて、必要な保育従事者数の半数以上の保育士を確保すること。	67	53
・ヒヤリハット報告書等を作成し改善策等を職員間で共有すること。	65	94

＊改善報告書の提出状況
　2,875施設が改善を要する施設であり、全施設から改善報告書提出済。
・立入調査4,367施設（1,492施設が改善不要施設）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的労務監査 実施件数：500施設**

(再委託)

◆ **再委託先における実施状況**

実地による監査を8月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的労務監査の考え方】
過去の立入調査で複数回、労務関係の指摘を受けた施設や、処遇改善等加算等の労務に係る加算を取得している施設の中から500施設を選定し実施している。

【労務監査を実施した都道府県】
・北海道20施設・宮城県20施設・福島県20施設・茨城県20施設・東京都40施設
・埼玉県30施設・神奈川県30施設・千葉県30施設・静岡県25施設・長野県5施設
・愛知県30施設・岐阜県20施設・徳島県10施設・大阪府40施設・京都府20施設
・滋賀県10施設・兵庫県30施設・福岡県30施設・長崎県10施設・熊本県20施設
・鹿児島県20施設・沖縄県20施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的労務監査　主な文書指摘事項（令和６年度結果）

	Ｒ６年度件数	【参考】 Ｒ５年度件数
・割増賃金について不適切な運用がされている。	139	127
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。または一致していない。	138	144
・職務手当等の手当の一部を処遇改善等加算とする場合の内訳が不明確である。	73	68
・給与規程の支給項目と実際の支給項目（手当）が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。	55	138
・法定労働時間を超過している労働者または休日に労働している労働者がいるが適切な割増賃金が支払われていない。	53	65
・処遇改善等加算を一時金で支払った際の賞与支払い届の提出および社会保険料控除がなされていない。	36	37
・処遇改善等加算、処遇改善加算の支給について労働者が認知していない。	35	58
・計画年休、時季指定による年次有給休暇が年5日以上の取得ができていない。	34	36
・厚生年金・健康保険の被保険者について、標準報酬月額の算定、月額変更の届出が適正に行われていない。	30	33
・処遇改善等加算Ⅱの支給対象者としての辞令がでていない。	28	29

＊改善報告書の提出状況
　376施設が改善を要する施設であり、全施設から提出済み
・専門的労務監査施設500施設（ 124施設が改善不要施設）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

■ **専門的財務監査 実施件数：400施設（再監査含む）**

(再委託：再委託先A 200施設、再委託先B 100施設、再委託先C 100施設)

＊専門的財務監査、再監査の実施については、監査法人及び協会の有資格者、有識者（会計・経理経験者）等の運用も考慮し約400施設（再監査施設を含む）を選定。
再監査については、令和３年度～令和５年度までの３ヵ年の監査において必要な書類が整っていない場合や監査当日に監査に対応できる担当者や責任者が不在のため調査の不備が生じた、または監査の実施に至らなかった場合なども含め再監査の必要性のある施設、及び設置事業者の指摘事項の多かった施設を選定。
令和６年度再監査対象施設は16施設となった。

■ **再委託先における実施状況**

実地による監査を７月より開始、当初予定していた全施設への監査を完了した。

【専門的財務監査の考え方】

◆ 監査実施年度前年における立入調査や完了報告の審査において、助成金の適正な管理・使用の観点で指摘（把握）があった施設を最優先に対象とした。

◆ 施設選定にあたっては、運営費の助成額が3,000万円以上の施設（※）のうち、過去の立入調査で財務関係の指摘を受けた施設から選定。

(※)助成額の条件に限らず、審査上の問題施設やこども家庭庁から個別に指示のあった施設について、追加で選定される可能性がある。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

② 専門的な指導・監査（専門的労務監査・専門的財務監査）

(参考）専門的財務監査　主な文書指摘事項（令和６年度結果）

	Ｒ６年度件数	【参考】Ｒ５年度件数
・運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。	298	376
・現金の管理（現金実査等）が適正でない。	175	219
・固定資産の現物実査が行なわれていない。	173	218
・経費支出の計上額が不明確または誤っている。	144	223
・保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。	139	192
・発注業務に関する規程または規定が定められていない。	127	173
・保育事業の予算に対する実績管理の未実施または予算・実績管理帳表作成の不備がある。	95	118
・契約締結に関わる競争見積の取得等、経済的合理性の確認手続きが未実施または手続の証跡が確認できない。	94	101
・積立資産の管理が適正でない。	78	51
・親族、役員や関係会社との取引の適正性が確認できない。	75	123

＊改善報告書の提出状況
　394施設が改善を要する施設であり、全施設から提出済み
・専門的財務監査施設400施設（７施設が改善不要施設）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

③ 特別立入調査・午睡時調査

■ **特別立入調査**

不適切保育や不正受給・申請の過誤、その他（一斉退職等）について、情報提供（通報や苦情）があった場合や、定期的な立入調査結果を踏まえ必要と認められる場合などに、必要に応じて、随時、抜き打ちで実施する。

さらに、審査部・子ども相談支援部とも連携するとともに、指導監査課と協議の上、状況に応じて午睡時調査・立入調査の実施を進める。

また、自治体とは、適宜、情報共有の上、必要に応じて合同調査等を実施した。

◆ **実施状況**（令和7年3月31日時点）

特別立入調査の実施施設63施設（設置事業者数52事業者）
うち、不適切保育３５施設 (うち、自治体との合同調査２４施設)、不正受給・申請の過誤38施設

※特別立入調査に基づく文書指導の結果（不適切保育関連）

・協会から設置法人に対し、具体的な再発防止策として、①設置法人による当該職員への処遇及び改善指導、②虐待防止マニュアルに沿った社内研修の実施、③当該職員の配置転換等を求めた。

不適切保育関連（※行為類型の統計）							３５施設
叩く、小突く	引っ張る、掴む	閉じこめ、拘束	午睡対応不備	食事介助	不適切発言	配置基準違反	保護者トラブル
3件	6件	1件	4件	1件	3件	5件	3件

不正受給・申請の過誤								３８施設
保育従事者の常勤換算	在籍児童の出席日数等	週開所日数	開所時間	病児・病後児・体調不良児	保育補助者雇上強化加算	連携推進加算	一時預かり	定員超過
12件	13件	4件	1件	4件	7件	20件	1件	1件

③ 特別立入調査・午睡時調査

■ 午睡時調査　実施施設：６００施設

◆ **調査対象**

午睡時の調査対象施設選定基準に基づき、０，１歳児の利用児童数が３人以上の全施設
又は、保育士比率が100%未満の全施設を対象とした上で、以下の施設を優先的に対象とした。

- 令和５年度において事故報告や情報提供、通報があった施設
- 令和５年度の立入調査において、多くの指摘を受けた施設

◆ **実施状況**

調査対象の施設に対して実地による調査を５月から開始した。

令和６年度において事故報告や情報提供、通報等があったことにより再調査として実施したものを含め、600施設、601件を実施した（同一施設への調査実施１件）。

- 選定基準に基づいた調査対象に対する実地調査施設数：535施設
- 事故報告や情報提供、通報等の過年度を含めた課題施設への調査対象に対する実地調査施設数：65施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　①指導監査

(参考）午睡時調査の主な指摘事項（令和６年度結果）

	Ｒ６年度件数	【参考】Ｒ５年度件数
・午睡室の設備等の危険防止・安全対策がとられていない。	289	306
・午睡時の利用児童同士の間隔が十分に確保されていない。	100	118
・うつぶせ寝に近い児童が見られた。	92	55
・掛物（布団、タオルケット等）シーツの配慮が適切に行われていない。	83	71
・午睡室の明るさが十分確保されていない。	66	72
・午睡時に必要な保育従事者数が確保されていない。	41	83
・午睡時において保育室の室内温度、湿度が管理されていない。	34	74
・うつぶせ寝の児童が見られた。	30	31
・午睡時の注意喚起のミニポスターが午睡室に貼られていない。	19	18
・外部からの侵入防止に対する安全対策がとられていない。	17	22

※令和６年度午睡調査において、上記指摘のうち文書指摘は93件であった。全施設より改善報告書提出済。
※指摘に対する対応
・立入調査同様、速やかな改善を求めるため、結果通知書を発出し、改善報告書の提出を指示。
（主な改善報告の事例）
◆午睡時に必要な保育従事者が確保されていない
⇨配置基準に基づき、適切な配置になるよう休憩の工夫と人員増（新規採用）を行った。
◆うつぶせ寝の児童が見られた
⇨「教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について」を施設内で共有した。
⇨うつぶせ寝の癖のある児童に関しては、常に観察し、あおむけ寝にすることを徹底した。
◆外部からの侵入防止に対する安全策がとられていない
⇨外部からの侵入防止に対する安全対策について、職員・運営会社・園から業者へ注意喚起を徹底した。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　②研修

① 企業主導型保育施設事業者・従事者研修

■施設長等研修の集合研修

- ◆ 令和６年８月～１０月に、集合研修を全国7都市において9回実施した（東京・大阪は2回開催）。
- ◆ 全ての会場（全９回）において、こども家庭庁担当者（行政説明を実施）、巡回指導員が出席。
  また、開催地の自治体の担当者も出席し、自治体との連携強化にもつながった。
- ◆ 企業主導型保育施設の現状・最新の施策や基調講演を行うとともに、施設間の情報交換や意見交換を協会職員も参加して行った。

■各研修の概要

- ◆ 保育安全研修、施設長等研修（集合研修）保育士等キャリアアップ研修の内製化を行った。

■アンケートによる研修の満足度調査

【施設長等研修（集合研修）】

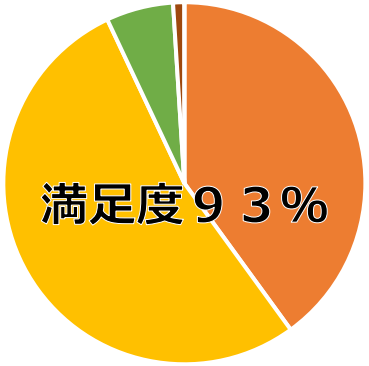

【中堅指導者養成研修】

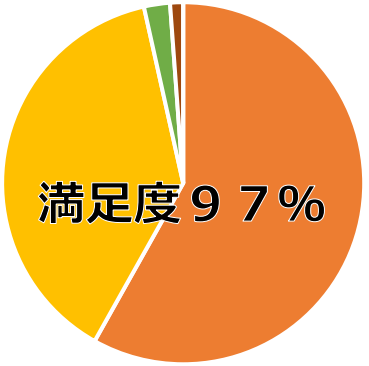

	保育安全研修	施設長等研修	中堅指導者養成研修	保育士等 キャリアアップ研修
受講 対象者	企業主導型 保育施設の 保育士等で 当該研修内容を 周知徹底できる者	企業主導型 保育施設の 施設長、園長等の 運営責任者	企業主導型 保育施設に 従事する 主任保育士等	企業主導型 保育施設に 従事する様々な 職種の職員
受講者数	4,232	4,112	173	9,815
修了者数	3,869	4,009	172	8,996
実施形式	オンデマンド ライブ講義	オンデマンド ライブ講義 集合研修	集合形式	オンデマンド

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　②研修

② 研修プログラム

研修の種類	講義科目・分野	講師名	所属・役職
保育安全研修	保育安全	鈴木　美枝子	玉川大学　乳幼児発達学科　教授
		青木　雄子	玉川大学　乳幼児発達学科　准教授
保育士等キャリアアップ研修	乳児保育	関根　久美	川口短期大学　こども学科　教授
		吉田　直哉	大阪府立大学　現代システム科学専攻　准教授
	幼児教育	田甫　綾野	玉川大学　乳幼児発達学科　教授
		福田　佳織	東洋学園大学　人間科学部　教授
		田澤　里喜	玉川大学　教育学科　教授
		須永　美紀	こども教育宝仙大学　こども教育学部　幼児教育学科　教授
	障害児保育	八木　孝憲	仙台白百合女子大学 子ども教育学科 准教授
	食育・アレルギー	太田　百合子	東洋大学　ライフデザイン学部　非常勤講師
		堤　ちはる	相模女子大学　栄養学部　健康栄養学科　教授
		長谷川　実穂	昭和大学　医学部　小児科学講座　研究補助員
	保健衛生・安全対策	木村　美佳	東京家政大学短期大学部　保育科　講師
		遠藤　登	株式会社　保育安全のカタチ　代表
	保護者支援・子育て支援	上田　よう子	玉川大学　教育学部　乳幼児発達学科　講師
		伊藤　路香	洗足こども短期大学　　幼児教育保育課　准教授
		青木　雄子	玉川大学教育学部　乳幼児発達学科 准教授
	マネジメント	坂田　哲人	大妻女子大学家政学部　児童学科　准教授
		鈴木　　健史	東京立正短期大学　現代コミュニケーション学科　准教授
		井上　眞理子	洗足こども短期大学　幼児教育保育科　科長補佐・教授
		尾根　秀樹	洗足こども短期大学　幼児教育保育科　専任講師
		加藤 翼	洗足こども短期大学　幼児教育保育科　専任講師
		開　仁志	金沢星稜大学　人間学部　教授
施設長等研修	施設長等研修（基調講演）「人口減少社会と子育て家庭支援ーこどもの主体性を尊重する保育ー」	大豆生田　啓友	玉川大学　教育学部　乳幼児発達学科　教授
		土橋　久美子	白百合女子大学　人間総合学部　初等教育学科　准教授
		三浦　主博	仙台白百合女子大学 人間学部　人間発達学科　教授・学科長
		目良　秋子	白百合女子大学　人間総合学部　初等教育学科　教授
		田澤　里喜	玉川大学　教育学科　教授
		岩田　恵子	玉川大学　教育学部　乳幼児発達学科　教授
	こどもの発達の理解	髙嶋 景子	聖心女子大学　現代教養学部教育学科　教授
		藤原 里美	一般社団法人　チャイルドフッド・ラボ代表理事
		小崎 恭弘	大阪教育大学 教育学部 健康安全教育系 学校教育教員養成課程家政教育部門教授
	施設の安定運営	関山 浩司	社会保険労務士法人　こどものそら舎　代表
		井上　眞理子	洗足こども短期大学　幼児教育保育科　科長補佐・教授
		松山 洋平	和泉短期大学　児童福祉学科　教授
		加藤 佑子	東京弁護士会所属　弁護士

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

① 電話・メールによる問い合わせ

■ 令和7年3月までに60,316件（電話対応52,653件、メール対応7,663件）の問い合わせに対応した（電話応対完了率95.9%）なお、この件数は相談支援課のみの対応件数となる。
本年度より、新たなCTIソフトウェア（電話とパソコンを連携させるシステム）を導入しているため昨年度との比較は割愛する。

■ 最も多い問い合わせは「運営費の助成」に関する問い合わせ、次いで「保育運営」に関する相談である。
年度当初から「公金管理システム（PMMS）」の導入に関する問い合わせが急増した。
そのため、細やかな情報発信や「よくあるお問い合わせ（FAQ）」の整備など事業者に寄り添った対応を行った。

② 相談窓口に関するアンケートの実施

■ 助成決定事業者、および運営委託事業者を対象に、相談支援窓口の品質向上を目的としたアンケートを実施した。応対品質は約８2%（昨年度 約80%）、回答内容は約７6%（昨年度 約73%）が「大変満足～普通」との回答となり、応対品質、回答内容共に昨年度よりも評価が向上した。

■ 「電話だけでなくパソコン画面上で一緒に案内してくれるので、必要な情報まで辿り着きやすくなった」「とても分かりやすい説明で、理解できるまで細かい説明をしていただいた」などの意見があった。

■ 昨年度から引き続き、ポータルサイトの「よくあるお問い合わせ（FAQ）」情報の追加やご案内の明確化により、問い合わせ件数の根本的な削減に努めている。

令和6年度	Ⓐ電話総呼数	136,046件
	Ⓑ対応件数	130,417件
	完了率（Ⓑ÷Ⓐ）	95.9%
令和5年度	Ⓐ電話総呼数	125,379件
	Ⓑ対応件数	117,237件
	完了率（Ⓑ÷Ⓐ）	93.5%

応対品質

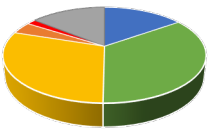

回答内容

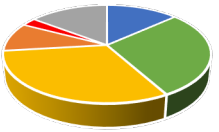

大変満足　満足　普通　不満　大変不満　問い合わせ経験無し

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

③ 巡回指導

■ 保育の質の向上及び児童の安全等の確保を図る観点から、保育内容等に関する助言・指導を実施するための巡回指導を計21名の巡回指導員で実施した。

実施前には相談内容事前確認シートを用いて施設側のニーズを把握することで巡回指導をより効果的なものとした。

年度目標である約700施設への訪問実施を年度内に達成した。（表１参照）

④ 巡回指導会議

■ 毎月１回、巡回指導員が参加する巡回指導会議を開催し、テーマに沿った協議を経て巡回指導の標準化を図った。（表２参照）
テーマについて意見交換を行う中で、他の巡回指導員の助言内容を知ることで具体的な助言につながるといった成果が見られた。

⑤ 巡回指導に関するアンケート

■ 巡回指導を保育施設がどのように受け止めたかを把握するため、アンケートによる満足度等調査を行った。

巡回指導が今後の参考になったと回答した施設は84%であった。

（表３参照）＜令和６年度の活動に対する回答数は581件＞

⑥ 地域交流会

■ 巡回指導をサポートする取組として当該地域に巡回指導員を派遣し、巡回指導員による講義や参加者同士のワークショップ・交流を通して、各施設共通の悩みや課題を地域の中で解決できる場の構築を目的に仙台市と岡山市の２都市で地域交流会を実施した。

■ アンケートから見た参加者の満足度は、５段階評価のうち４以上は95%であった。

（表１）

年度	予定数	実施施設数
令和６年度	約700件	720件
令和５年度	約700件	726件

（表２）

会議テーマの一例
「食育、アレルギー対応、誤嚥誤飲について」
「夏に向けて、熱中症、感染症、事故防止について」
「こどもの主体性を尊重する人的環境とは」
「保育所等における虐待等の防止と支援について」
「配慮が必要なこどもとその保護者との関わり方」

（表３）

「今回の巡回指導で、貴園における後の実践の参考になりましたか」

⇒５段階評価のうち4以上で84%

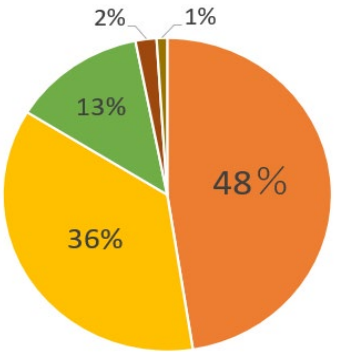

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（２）委託事業の実績について　③相談支援等

⑦ 審査渉外部

■ 経営状況監査(調査)の実施

◆　総事業者約3,300社から決算書を徴求、その内容を精査し財務健全性に懸念の兆候のある事業者に対しヒアリングを実施

■ 施設承継支援への注力

◆　経営不振事業者に対して事業譲渡などの施設承継支援を実施

→令和6年度実績　【事業譲渡】<成立>12社 19施設

■ データの収集・分析

◆　業態悪化の予兆のデータ収集及び分析を行い、ヒアリング対象先の抽出指標を追加

→手許資金の急激な低下が業態悪化の予兆として現れており、新指標として「当座比率前期比▲40%以上低下」を追加

■ 令和6年度の活動からの課題と来年度以降の改善策

◆ 課題は、財務分析データの拡大による網羅性の向上

◆ 来年度以降の改善策は、更なる評価指標の検討と追加及び決算書徴求タイミングの再考